

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県財務規則の一部を改正する規則

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十八号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項の表2の項中「賃金」を削り、同条第七項第三号中「賃金」を「職員手当等」に改める。

第五条第一項の表9の項中「賃金」を削る。

第八条中「第二十八条」を「及び第二十八条」に改め、「及び第二十九条の規定により弾力条項の適用の決定があつた場合」を削る。

第二十九条 削除

第六十三条第一項中「指定金融機関又は指定代理金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同条第三項中「指定金融機関若しくは指定代理金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同条第四項を削る。

第八十四条第一号中「賃金」を削り、同条第三号中「及び賃金」を「職員手当等及び旅費」に改め、同条第六号中「並びに還付加算金」を「及び還付加算金」に改める。

第八十七条中「賃金」を削る。

第九十九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第百十四条中「賃金並びに」を削り、「指定するもの」の下に「並びに旅費のうち通勤に係る費用弁償」を加える。

第二百二十六条第一項第十一号及び第二項第十二号中「に瑕疵があつた」を「が契約の内容に適合しない」に改める。

第二百三十五条第二項中「年一・七パーセント」を「年一・六パーセント」に改める。

第二百四十三条第二項各号列記以外の部分中「契約の相手方が」を削り、同条に次の一項を加える。

4 前三項に掲げるもののほか、契約権者は、契約に当たり暴力団の排除のために必要な事項を約定することができる。

第二百九十六条第一項中「賃金等」を「その他」に、「その他の事務」を「等の事務」に改める。

別表第四（その二）1の項中

死亡による退職の場合にあつては死亡者との関係を明らかにした書類

を

死亡による退職の場合にあつては死亡者との関係を明らかにした書類

※会計年度任用職員との給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年福島県条例第二十五号）第二十条第一項に規定する第一号会計年度任用職員（以下別表第四（その一）において「第一号会計年度任用職員」と表記する。）にあつては

に改め、

に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項から同表28の項までを一項ずつ繰り上げる。
別表第七福島県精神保健福祉センターの項中「現金取扱員」を「現金出納員」に改め、
同表福島県立美術館の項及び福島県立博物館の項中「総務課長」を「事務長」に改める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

り、8の項を7の項とし、同表9の項中

※異例に属する事実についてはその事実についての権限のある官公署等の証明書

を

※異例に属する事実についてはその事実についての権限のある官公署等の証明書
※第一号会計年度任用職員にあつては任用関係の書類、勤務状況確認書（計算書）職員別給与簿

同表3の項中

※積算基礎を明らかにした書類

を

※第一号会計年度任用職員にあつては期末手当支給確認書（計算書）※積算基礎を明らかにした書類職員別給与簿

に改め、同表中7の項を削

任用関係の書類、勤務状況確認書（計算書）

2 改正後の福島県財務規則第四条、第五条、第八十四条、第八十七条、第九十九条、第一百零四条、第二百九十六条及び別表第四の規定は、令和二年度以後の予算に係る収入、支出及び決算に関する事務については、適用し、令和元年度までの予算に係る収入、支出及び決算に関する事務については、なお従前の例による。

（財政課）

